

誰もが自分らしく 幸せに生きることができる社会へ
～こどもまんなか富士宮～

富士宮市こども計画

計画期間 令和7年度～令和11年度

令和7年3月
富士宮市

「こども」の表記について

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和4年9月15日付け事務連絡で「こども」表記の推奨について（依頼）と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

本市においても、国で示された表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。また、特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いを行います。

- ①法令に根拠がある語を用いる場合　　例：公職選挙法における「子供」、
　　　　　　子ども・子育て支援法における「子ども」
- ②固有名詞を用いる場合　　　　　　例：既存の予算事業名や組織名
- ③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

はじめに

本市ではこれまで、富士宮市子ども・子育て支援事業計画のもと、子どもの遊び場を提供するための児童館の建設、新たな公園整備や大型遊具の充実、経済的負担軽減のための子ども医療費無償化など、安心して子育てすることのできる環境の整備や子育て家庭への支援を進めてまいりました。この度、子ども家庭庁から子ども基本法に基づく「子ども計画」の策定が示されたことを受け、これまでの富士宮市子ども・子育て支援事業計画に若者への支援を加え、新たに「富士宮市子ども計画」を策定することとしました。



わが国では、現在、少子化をはじめ、児童虐待、子どもの貧困、不登校、ヤングケアラー等、地域の子ども・若者を取り巻く環境は多様化・複雑化しており、本市も例外ではありません。

本計画は、これまで取り組んできた子育て支援施策を継続・拡大していくとともに、私の提唱する「生んでよし 育ててよし」の理念を具体化するため、出生前から未就学児・学童期・思春期、さらには若者世代までを対象とし、それぞれのライフステージに応じて関係機関が連携して切れ目なくサポートをしていくものです。

今後は、本計画に基づき各施策を推進し、特に児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行う「子ども家庭センター」を開設することや、子どもが求める居場所づくりを応援することにより、支援が必要な児童やその家庭を支える取組などを充実させ、全ての子ども・若者が自分らしく幸せに生きることができる「子どもまんなか富士宮」の実現に向けて取り組んでいきます。

また、本計画の施策を推進していくためには、行政だけでなく、市民の皆様や子育て支援に関わる関係団体の参画と協働による取組が必要不可欠となりますので、関係各位のより一層のご理解とご協力をお願ひいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、富士宮市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様や関係機関の方々にご協力をいただきましたことを、心から感謝申し上げます。

令和7年3月 富士宮市長 須藤秀忠

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
第2章 こども・若者と子育て家庭を取り巻く富士宮市の現状	5
1 統計データからみた富士宮市の現状	5
(1) 人口・世帯等の状況	5
(2) 結婚・出生の状況	10
(3) 就業の状況	13
(4) 保育・教育施設の状況	17
(5) 小学校・中学校の状況	19
(6) 支援・取り巻く課題の状況	20
2 アンケート結果等からみた富士宮市の現状	23
(1) 子育て支援に関するアンケート調査	23
(2) 若者の生活や少子化等に関するアンケート調査	29
(3) こども・若者の居場所等に関するアンケート調査	35
(4) 富士宮市がこんなまちになったらいいな♪ ワークショップ	45
(5) 二十歳を迎える方と市長が語る会	48
3 第2期 富士宮市 こども・子育て支援事業計画の評価	50
第3章 計画の基本的な考え方	51
1 計画の基本理念	51
2 計画の基本方針	51
3 計画の体系図	52
第4章 施策の展開	55
1 ライフステージを通した施策	55
(1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有	55
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	58
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	62
(4) こどもの貧困対策	67
(5) 障がいのあるこども・医療的ケア児等への支援	70
(6) 児童虐待など、困難な状況にいるこどもたちの支援	73
(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	76
2 ライフステージ別の施策	79
(1) こどもの誕生前から幼児期まで	79
(2) 学童期・思春期	86
(3) 青年期	92
3 子育て当事者への支援に関する施策	95
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	95
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	97
(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの参画促進・拡大	100
(4) ひとり親家庭への支援	103

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	105
1 教育・保育提供区域の設定.....	105
(1) 教育における提供区域について	105
(2) 保育における提供区域について	105
(3) こども人口の見込み	107
2 教育・保育の量の見込みと提供体制.....	109
(1) 教育事業.....	109
(2) 保育事業.....	110
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	118
(1) 時間外保育事業（延長保育事業）	118
(2) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育 など）	119
(3) 病児・病後児保育事業	121
(4) 利用者支援事業	122
(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	123
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	124
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	125
(8) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	126
(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	127
(10) 養育支援訪問事業	128
(11) 妊婦健康診査事業	129
(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】	130
(13) 児童育成支援拠点事業【新規】	130
(14) 親子関係形成支援事業【新規】	131
(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】	131
(16) 乳児等通園支援事業【新規】	132
(17) 産後ケア事業【新規】	132
(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	133
(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	133
第6章 計画の推進に向けて.....	135
1 計画の推進体制.....	135
(1) 計画の周知・啓発	135
(2) 推進・連携体制の構築	135
(3) 計画の進捗管理（PDCAサイクル）	135
資料編.....	137
1 策定経過.....	137
2 子ども・子育て会議設置条例.....	138
3 子ども・子育て会議委員名簿.....	139

第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

日本における令和5年の出生数は727,288人で、過去最低となりました。平成28年に100万人を下回ってからは、毎年2万人以上、多い年は5万人以上、前年を下回って推移しています。また、令和5年の人口千人あたりの出生率は6.0と、こちらも過去最低でした。昭和初期に30を超えていた出生率は、昭和半ばには20を、平成初期には10を下回るようになり、その後も低下傾向が続いています。(厚生労働省「人口動態調査」)

しかし、子どもが減っている一方で、社会情勢や生活様式の変化に伴って、子ども・若者や家庭が抱える問題は多様化・複雑化しています。例えば、ひとり親世帯や共働き世帯が増加していることから、これまで以上に子どもが安全に過ごすことができる場のニーズが高まりつつあります。また、ICT化が急速に進み、子ども等が日常的にインターネットを活用するようになったことで、SNS等に起因する人間関係のトラブルもみられるようになりました。

とりわけ、昨今ではヤングケアラー、貧困の連鎖、子どもの虐待、子ども等の自殺といった、子どもの命や生活を脅かす問題が顕在化しています。このような問題の多くは、生まれ育った家庭の状況に左右されることも多いことから、まずは支援を必要としている子ども等と行政がつながり、一人ひとりの状況を把握した上で必要な支援を行わなければなりません。しかしながら、子ども自身が困難な状況にあることを理解できていないことや支援があることを知らないこと、養育者が支援を拒否することなどを理由に、全容を把握することが難しいという課題もあります。

このような状況下で、国は令和5年4月に「子ども基本法」を施行しました。この「子ども基本法」は、すべての子どもがいつまでも幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。これまでの法制度と異なる部分は、子ども等が自らの意見を伝えたり、社会的活動等に参画したりできることが定められ、当事者の意見等が施策に反映されることです。意見表明については、様々な手法が検討・実施されていますが、声をあげられる子ども等だけではなく、声をあげられない子ども等の声をどのように拾い上げていくかが、今後の課題です。

また、同年12月には「子ども基本法」に基づく「子ども大綱」が閣議決定され、政府全体の子ども施策の具体的な方向性が定めされました。他にも、「子どもの自殺対策緊急強化プラン」や「子ども未来戦略」、「子どもの居場所づくりに関する指針」などが取りまとめられたり、「子ども・若者育成推進法」にヤングケアラーについて明記されたりするなど、多方面から子ども施策が推進されています。そして、令和6年5月には「子ども大綱」に基づく「子どもまんなか実行計画」が策定され、387項目の子ども政策の具体的な施策（再掲含む）が示されました。

さらに、子どもの虐待や虐待による死亡事例が後を絶たないことを受け、令和6年4月には「改正児童福祉法」が施行されました。この改正に伴い、子育て世帯への包括的な支援が強化されたり、保護された子どもへの支援の質が向上したり、児童養護施設等の退所年齢が弾力化されたりするなど、子どもの虐待防止に向けた取組だけでなく、保護した子どもへの支援が充実されました。

このように、国による子ども・若者や子育て家庭への支援、特に困難な状況にある子ども等への支援は着実に進められています。今後は、実際に子ども等の対応にあたる自治体が、これらの支援を周知し、支援の活用につなげていく必要があります。

本市では、令和2年3月に「第2期富士宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に沿って市内における子ども・子育て支援に関する取組を行ってきました。しかし、この計画は、令和6年度に最終年度を迎えました。そこで、国の「子ども大綱」や「子どもまんなか実行計画」、県の「静岡県こども計画」の方向性・施策などを盛り込んだ新たな計画「富士宮市こども計画」を策定することにしました。この計画は、子どもの権利保障や子ども・子育て施策を総合的・計画的に推進する計画として、子ども・若者に関する計画を包括的に策定したもので、今後は、子どものウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態）の向上のため、この計画に沿って市内における子ども・若者、子育て家庭等の支援を行い、子どもを生み、育てることの喜びを実感できる富士宮市の実現を目指します。

2 計画の性格・位置づけ

こどもや保護者を対象にした支援は、母親の妊娠中からはじまり、乳幼児期・学童期などを経て大人となるまで、切れ目なく続くことが理想です。一方で、子どもの時期は数年ごとにライフステージが変化することから、支援の継続性が課題とされてきました。また、家庭の経済状況等を理由に、学習機会を与えられないこどもたち、大人の代わりに弟や妹、祖父母の面倒をみているこどもたち、虐待を受けているこどもたちなども少なくないことがわかってきてています。

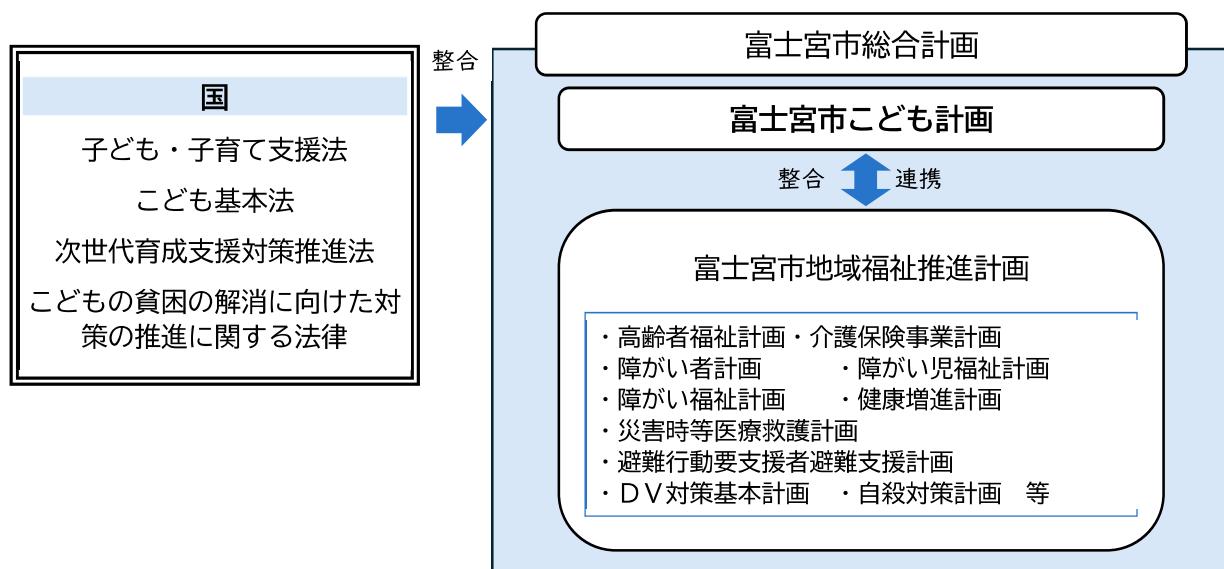
本計画は、このような多岐に渡るこども・若者に関する課題に対応するため、また、様々な主体が協力しながらこども・若者やその保護者を支援できる社会を目指すため、以下の通り、こども・子育て支援や若者支援、子どもの貧困等に関する計画を包括して策定したものです。

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1項）
- ・市町村こども計画（こども基本法 第10条第2項）
- ・市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法 第8条第1項）
- ・市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画
(子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条第2項)
- ・市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法 第9条第2項）

また、本計画は、本市の最上位計画である「第5次富士宮市総合計画」のこども・若者施策分野の個別計画としての性質をもちます。そのため、本市のその他の計画とも整合がとられた上で、市が目指す将来都市像である「富士山の恵みを活かした 元気に輝く国際文化都市」の実現に向けて施策を推進していきます。

【保健・医療・福祉計画策定推進委員会との関係】

保健福祉部が所管する各種計画は、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会設置要綱により、当委員会の承認を受け策定されます。一方で、本計画は、子ども・子育て支援法の規定により、市条例を定めて設置した富士宮市子ども・子育て会議において有識者等の意見を聞いて策定され、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会の承認を受けます。策定方法は異なるものの、保健・医療・福祉分野の各種計画に関する情報を常に収集・把握するとともに、本計画についての情報発信を行うことで各種計画との整合を図ることとします。



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度を計画期間とする5か年計画です。最終年度である令和11年度に、計画の見直しを予定しています。しかし、法制度の改正や社会情勢の著しい変化等により、見直しが必要だと判断される場合には最終年度を待たずに計画の見直しを行います。



4 計画の対象

本計画の主たる対象は、以下のとおりです。また、この主たる対象に関わる事業者・民間団体などと連携して、効果的に支援・取組を行います。さらに、こどもや若者の健全な育成を目指す観点から、取組によっては、すべての市民や事業者、民間団体などとも協力・連携することが望まれます。

①こども

..... 0歳～概ね18歳まで

②子育て家庭

..... 妊娠・出産期を含む

③若者

..... 概ね13歳～概ね29歳まで
取組によっては39歳まで